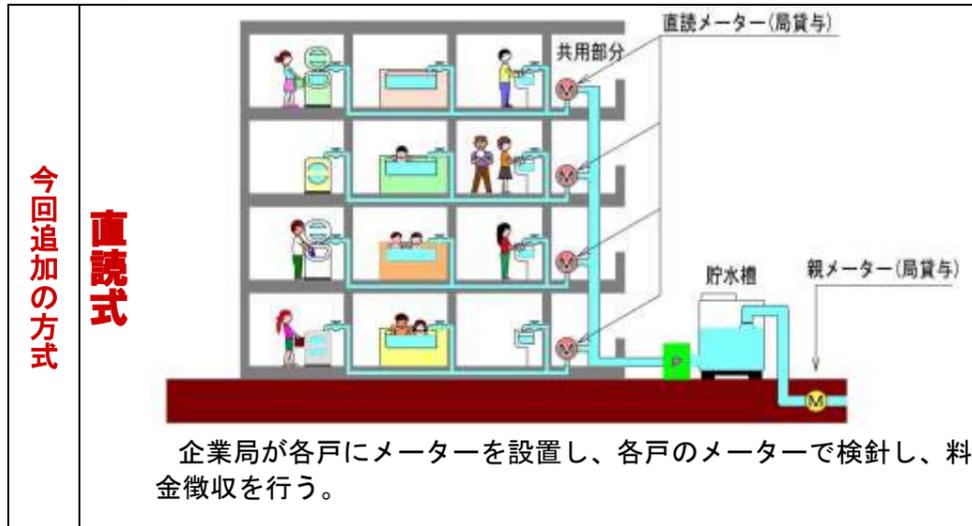


アパート、マンション等での 直読式メーターによる各戸検針について

3階建て以上の建物で、貯水槽式のアパート、マンションなどの民間の共同住宅等については、集中検針盤・遠隔指示メーターの設置を条件として各戸検針・各戸徴収を行っていましたが、今回、直読式メーターによる各戸検針・各戸徴収（「直読式」）を行うことにしました。

1 直読式メーターによる各戸検針とは

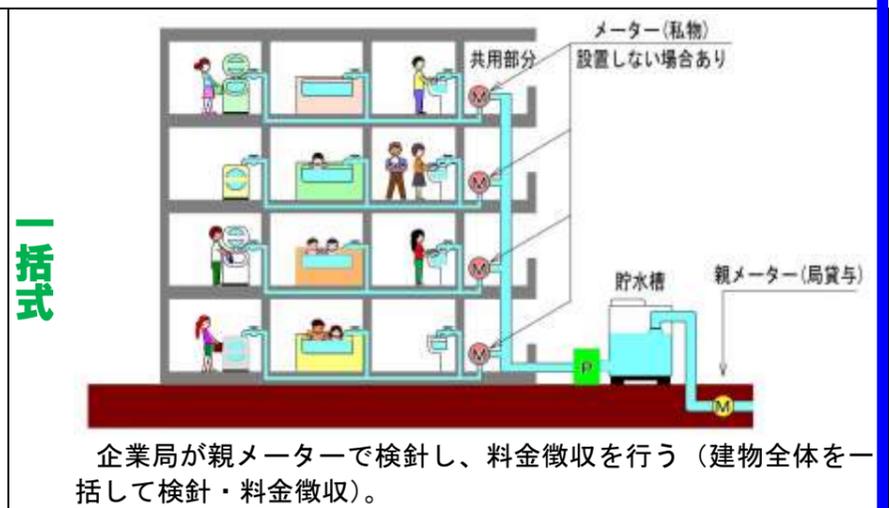
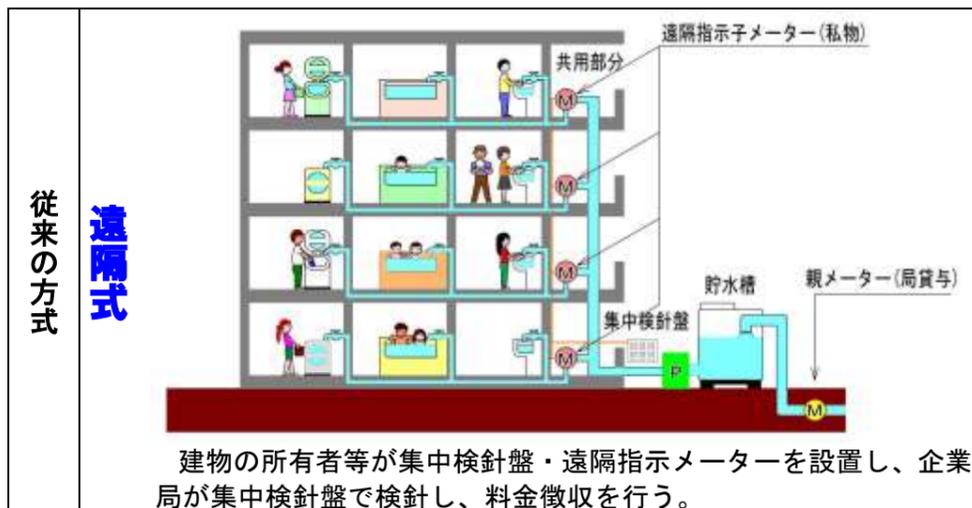
給水契約とは別に結ぶ各戸検針・各戸徴収契約に基づき、各戸に上下水道局のメーターを設置することにします。検針や料金の計算・請求は、各戸のメーターにより行います。また、これまでの集中検針盤・遠隔指示メーターによる各戸検針（「遠隔式」）では、集中検針盤の故障、各戸メーターの検定満期時の取替え等の費用は、建物の所有者等の負担でしたが、「直読式」では、集中検針盤が不要になり、各戸メーターの取替え等は企業局が行うこととなります。



「直読式」の主な条件

- ・企業局が給水する民間の共同住宅等（住居部分が2戸以上）であること。
- ・企業局が定める「メーター設置基準」に適合していること。
- ・オートロック式の建物の場合には、解錠方法を届け出ること。
- ・共同住宅等の全戸を対象にすること（一部だけの取扱いは不可）。
- ・既存建物の場合、「直読式」への変更申請受理日において、各戸のメーターの有効期限が3箇月以上残っていること。

※ このほかにも条件があります、詳しくはお問い合わせください。



※ これまでどおり、「遠隔式」又は親メーターによる一括検針（「一括式」）を選択することもできます（ただし、「遠隔式」の場合、集中検針盤・遠隔指示メーターの設置・取替え等の費用は、建物の所有者等の負担となります）。

2 口径別納付金の取扱い

| | | |
|--|------------------|--|
| 新規建物 平成25年7月5日以降に 申請のあった建物 | 「直読式」 | 各戸のメーターの口径別納付金の合計額（戸数分） （例）20戸の共同住宅で、各戸のメーター口径が20mmの場合 $(135,000 \text{ 円} + \text{消費税}) \times 20 \text{ 戸}$ |
| | 「遠隔式」又は 「一括式」 | 親メーターの口径別納付金の額 その後「直読式」に変更する場合は、各戸のメーターの合計額（戸数分）と親メーターとの差額が必要 |
| 既存建物 「遠隔式」又は「一括式」で平成 25年7月5日前に給水契約を行 っているもの | 「直読式」 に変更 | 各戸のメーターの口径別納付金の合計額（戸数分）の2分の1 （例）20戸の共同住宅で、各戸のメーター口径が20mmの場合 $(135,000 \text{ 円} + \text{消費税}) \times 20 \text{ 戸} \div 2$ |

3 申請受付

・新規建物 平成25年7月5日から

・既存建物 平成26年4月1日から

4 その他

- （1）共同住宅等の新築にあたっては、「直読式」、「遠隔式」、「一括式」にかかわらず、企業局との事前協議が必要です。
- （2）既存の建物で、「直読式」（又は「遠隔式」、「一括式」）に変更する場合も、変更申請前に企業局との事前協議が必要です。
- （3）検針方式の違いにより上下水道料金が異なります。詳しくは企業局料金センターにお問い合わせ下さい。
- （4）既存の建物で、「メーター設置基準」に適合させるための改造費用は、建物の所有者等の負担となります。

5 問い合わせ先

飯塚市企業局 上水道課 給水係（飯塚市忠隈523番地）

☎ 0948-22-0380（内線2222）

※料金センター（直通☎0948-22-0682）